

指定給水装置工事事業者様のみなさまへ

盛岡市上下水道局より大切なお知らせ

令和元年 10月1日より 指定給水装置工事事業者制度が 5年ごとの更新制度に変わりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日から施行されました。

- 指定の有効期限が従来の無期限から**5年間**となります。
※令和元年9月30日までに指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、最初の更新までの有効期間が異なります(下表参照)。

※**期間内に更新申請されなければ失効**となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
H10.4.1～H11.3.31	R元年9月30日～R2年9月29日
H11.4.1～H15.3.31	R元年9月30日～R3年9月29日
H15.4.1～H19.3.31	R元年9月30日～R4年9月29日
H19.4.1～H25.3.31	R元年9月30日～R5年9月29日
H25.4.1～R元.9.30	R元年9月30日～R6年9月29日

初回更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送で通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。



- 指定更新の要件は
新規申請と同じ3項目
 - ① 給水装置工事主任技術者の選任
 - ② 給水装置工事を行うための機械器具を有する
 - ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎ 指定更新申請時に4項目の確認を行います

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

● 更新申請に必要な書類等

- ・ 指定申請書
- ・ 誓約書
- ・ 機械器具調書
- ・ 給水装置工事主任技術者免状の写し
- ・ 社会保険証の写し
- ・ 交付済みの指定証の写し
- ・ 更新時確認書
- ・ 更新手数料 11,000円
- ・ 【法人の場合】定款の写し及び履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)
- ・ 【個人事業者の場合】住民票の写し

◎ 4項目確認用書類(参考)

- ・ 講習会の受講証等
- ・ 外部研修の受講証等
- ・ 配管技能者の資格等

更新の申請についてのお問い合わせ先 … 盛岡市上下水道局給排水課 TEL:019-623-1423